

現行制度と検討の方向性について (課徴金制度②)

令和6年11月28日
個人情報保護委員会事務局

- 違反行為者に金銭的不利益を課すことによって、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の抑止効果を強化する観点から、諸外国における個人情報保護法制において制裁金制度が導入されている例が多いことも踏まえ、個人情報保護法に課徴金制度を導入することが考えられるのではないか。
- 他方、過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、以下の要件等により限定することが考えられるのではないか。
 - ① 対象行為（事態）を限定すること
 - ② 主観的要素を要求すること
 - ③ 個人の権利利益が侵害されたこと等を要求すること
 - ④ 大規模な違反行為等に限定すること
- また、適正なデータの利活用に悪影響を与えないように、制度設計のみならず、周知啓発や運用も含めて十分な配慮をするべきではないか。
- 制度設計の検討に際しては、国内他法令における課徴金制度も踏まえ、個人情報保護法において規定し得る具体的な課徴金納付命令の要件について、その要否・内容の是非等を議論することが有用ではないか。

(参考) 諸外国における個人情報保護法制に係る主な制裁金制度

2

国・地域	法令等	主な対象行為
 EU 	GDPR (General Data Protection Regulation)	第5条（個人データの取扱いと関連する基本原則）、第6条（取扱いの適法性）、第7条（同意の要件）、第8条（情報社会サービスとの関係においてこどもの同意に適用される要件）、第9条（特別な種類の個人データの取扱い）、第32条（取扱いの安全性）を含む多くのGDPR上の条項違反が制裁金の対象となっている（第83条第4項、第5項）。
 英国	UK GDPR (UK General Data Protection Regulation)	基本的に同上
 米国 (連邦)	FTC法 (Federal Trade Commission Act)	FTC法第5条（「不公正・欺瞞的行為又は慣行」(15 U.S.C. §57a(a)(1)(B))）に基づく法執行（民事制裁金の請求を含む）を通して消費者の個人情報やプライバシーの保護を図っている。
(カリフォルニア州)	カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)	個人情報の販売・共有規制（Cal. Civil Code §1798.120）等のCCPA違反行為が民事制裁金（civil penalty）対象とされている（Cal. Civil Code第1798.155(a)）。
 カナダ	現在のところなし （※検討中の消費者プライバシー保護法（CPPA）に規定あり）	（※CPPA案においては、第15条第1項（情報の取得・利用・開示について原則として本人の有効な同意を得る義務を規定）等の各CPPA上の規律に違反したとコミッショナーが認めるとき）
 中国	個人情報保護法 (PIPL)	PIPLの規定に違反して個人情報を取り扱う場合又は個人情報を取り扱う際にPIPLに規定する個人情報保護に係る義務を履行しない場合であり、かつ、当局による是正命令を拒否した場合又は上記違反行為の情状が重い場合に制裁金の対象となる（第66条）。
 韓国	個人情報保護法 (PIPA)	個人情報の取得・利用・提供について本人同意その他の要件の充足を求める第15条第1講（個人情報の収集と利用）及び第17条第1項（個人情報の提供）や第22条の2第1項（子どもの個人情報の保護）、第23条第1項第1号（センシティブ情報の処理制限）、第28条の8第1項（個人情報の越境移転）などの多くのPIPA上の条項違反に加え、個人情報の漏えい等があった場合が制裁金の対象となっている（第64条の2）。

（出典）令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」（受託者：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）の調査結果等を基に作成。

1. 違法な第三者提供等関連

違法な第三者提供等関連について①（対象行為）

- 課徴金納付命令の対象行為については、**緊急命令（法第148条第3項）の対象となっている重要な規制に違反する行為類型**を対象とし、さらに**国内外において現実には発生しており、かつ剥奪すべき不当利得が観念できるものに限定**することが考えられるのではないか。

対象行為（案）	該当する具体的な行為（例）
法第27条第1項の規定に違反する個人データの提供をし、当該提供又は当該提供をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型①）	・ 自社サービスの利用者の個人データを、本人の同意を得ずに第三者である顧客企業に違法に販売する行為。 ・ オプトアウト届出事業者が、第三者による自身への個人データの提供が法第27条第1項に違反を知ることができた状況において当該個人データを手し、当該個人データを、本人の同意を得ずに、他の第三者に違法に販売する行為。 ・ 破産者の氏名、住所等の個人データを、本人の同意を得ずに、インターネット上で違法に公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為。
法第19条の規定に違反する個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型②）	・ 破産者の氏名、住所等の個人情報、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、インターネット上で公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為。 ・ 販売先が違法行為を行う者にも名簿を転売する者だと認識していたにもかかわらず、当該販売先に名簿（個人情報）を販売する行為。
法第18条の規定に違反する個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当該取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型③）	・ 特定された利用目的にターゲティング広告への利用が含まれないにもかかわらず、第三者の商品又は役務に係る自社のプラットフォーム上でのターゲティング広告に個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為。
法第20条の規定に違反して取得した個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型④）	・ 本人の合理的な期待に反して不正の手段により個人情報を取得し、第三者の商品又は役務に係る自社のプラットフォーム上でのターゲティング広告に当該個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為。

(参考) 個人情報取扱事業者等に対する現行の監督規定と対象条文

条文	勧告・命令	緊急命令	課徴金（案）※ 1
第18条（利用目的による制限）★	○	○	○
第19条（不適正な利用の禁止）★	○	○	○
第20条（適正な取得）★	○	○	○
第21条（取得に際しての利用目的の通知等）	○	—	—
第23条（安全管理措置）	○	○	○ ※2
第24条（従業員の監督）	○	○	
第25条（委託先の監督）	○	○	
第26条（漏えい等の報告等）★	○	○	—
第27条（第三者提供の制限）★（第4項を除く）	○	○（第1項のみ）	○（第1項のみ）
第28条（外国にある第三者への提供の制限）★	○	○（第1項、第3項のみ）	—
第29条（第三者提供に係る記録の作成等）	○	—	—
第30条（第三者提供を受ける際の確認等）（第2項を除く）	○	—	—
第32条（保有個人情報に関する事項の公表等）	○	—	—
第33条（開示）（第1項を除く）	○	—	—
第34条（訂正等）（第2項、第3項のみ）	○	—	—
第35条（利用停止等）（第1項、第3項及び第5項を除く）	○	—	—
第38条（手数料）（第2項のみ）	○	—	—
第41条（仮名加工情報の作成等）（第4項及び第5項を除く）	○	○（第1項～第3項、第6項～第8項のみ）	—
第43条（匿名加工情報の作成等）（第6項を除く）	○	○（第1項、第2項、第5項のみ）	—

★：違反が認められる場合、本人による利用停止等請求又は第三者提供停止請求の対象となるもの

※ 1 違反行為に係る本人の数が一定規模以上の場合に限る。

※ 2 一定規模以上の漏えいが現に発生し、かつ、著しい違反がある場合等に限る。

違法な第三者提供等関連について②（主観的要素）

- 過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではない。

【趣旨】

- 違反事業者が適切な注意を尽くしていた場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではない。
 - ✓ 適切な注意を尽くしていた事業者まで対象となることにより、課徴金制度が過剰な規制となるおそれ
 - ✓ 事業者において個人情報の取扱いが違法か否かの確認を行うインセンティブが失われ、違反行為を抑止するという課徴金制度の目的がかえって阻害されるおそれ
- 他法令の課徴金制度において主観的要素を要求している例として、景品表示法（第8条第1項ただし書）及び公認会計士法（第30条第1項、第2項、第31条の2第1項）がある。

【相当の注意を怠っていない場合の具体例】

- 例1）事業者が本人同意に基づくものとして個人データの第三者提供を行っていた事案において、当該事業者が、適切な手続により本人確認を行った上で同意を取得していたが、実際には本人ではない者が巧妙に本人になりすまして同意しており、本人は同意していなかった場合
- 例2）事業者が本人同意に基づくものとして個人情報の目的外利用を行っていた事案において、当該事業者が、当該同意の取得を委託した委託先に対し、当該同意の取得が適切に完了している旨を文書により適切に確認していたが、当該委託先が精巧な虚偽の同意書をねつ造して回答を行っており、実際には当該委託先が本人同意を得ていなかった場合

【他法令の課徴金制度において主観的要素を要求している例】

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（課徴金納付命令）

第8条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、**当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命じることができない。**

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2～6 （略）

○ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）

（虚偽又は不当の証明についての懲戒）

第30条 公認会計士が、**故意に**、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、**相当の注意を怠り**、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 （略）

（課徴金納付命令）

第31条の2 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、**第三十条第一項又は第二項に規定する場合**に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「監査報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額
- 二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合監査報酬相当額

2～5 （略）

- 過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、**個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定**することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 個人の権利利益が侵害されるおそれのない場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないか。
 - ✓ 是正すべき違反行為はあるものの個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合まで課徴金納付命令の対象となることにより、課徴金制度が**過剰な規制となるおそれ**
 - ✓ 課徴金納付命令の対象が広範になり、より抑止の必要性の高い個人の重大な権利利益を侵害する違反行為に係る事案等に対して、十分な行政リソースを用いた事件処理ができなくなるおそれ
- 他法令の課徴金制度において、当該法令が保護しようとする利益等への影響を考慮している例として、薬機法（第75条の5の2第3項第1号）及び公認会計士法（第31条の2第2項第1号）がある。

【個人の権利利益が侵害されるおそれのない場合の具体例】

- 例1）提供先において本人が識別されたり、本人に対する連絡等が行われたりするおそれがない個人データを提供した場合
- 例2）法第17条第2項に基づく利用目的の変更が可能であり、あらかじめ当該変更を行っていれば目的外利用とはならなかったにもかかわらず、当該変更を行わないまま目的外利用をした場合

違法な第三者提供等関連について③（権利利益の侵害等）

【他法令の課徴金制度において当該法令が保護しようとする利益等への影響を考慮している例】

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

（課徴金納付命令）

第75条の5の2 （略）

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、課徴金対象行為者に対して同項の課徴金を納付することを命じないことができる。

一 第七十二条の四第一項又は第七十二条の五第一項の命令をする場合 **（保健衛生上の危害の発生又は拡大に与える影響が軽微であると認められる場合に限る。）**

二 第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の処分をする場合

4 （略）

○ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）

（課徴金納付命令）

第31条の2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合 **（同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）**

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合（第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。）

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

3～5 （略）

【課徴金納付命令と勧告等の関係について】

- 課徴金納付命令の対象を、緊急命令の対象となっている重要な規制に係る違反行為のうち、**個人の権利利益を侵害し、又はその具体的なおそれのある違反行為に限定した場合、課徴金納付命令の対象となる事案は、基本的に、勧告等の対象となる事案に限定される**こととなると考えられる。
- 他方、違反行為を直ちに中止させる必要があること等から、先行して勧告等を発出することが適切な場合もあり得るのではないかと（事例 1）。また、違反行為が既に終了している場合等には、課徴金納付命令を発出する必要はあるものの、勧告等を発出する必要はない場合もあり得るのではないかと（事例 3）。

【想定される運用の例】

事例 1) 個人の権利利益の侵害を防止するため、先行して違反事業者に対して勧告等を発出し、違反行為を中止させた後、当該勧告等の対象となった違法行為について、課徴金納付命令を発出する場合

事例 2) 違反事業者に対して勧告等を発出し、当該勧告等の対象となる違反行為について、同時に、課徴金納付命令も発出する場合

事例 3) 違反行為が既に終了しているため、勧告等の発出は行わないものの、個人の権利利益を侵害すること等の所定の要件を充足するため、課徴金納付命令を発出する場合

○ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（指導及び助言）

第147条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第148条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合…において**個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき**は、当該個人情報取扱事業者…に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2～4 （略）

違法な第三者提供等関連について④（裾切り）

- より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、**大規模な違反行為に限定する**ことが考えられるのではないかと。

【趣旨】

- 規模が小さいと考えられる事案についてもすべからず義務的に課徴金を課すこととすると、限られた行政リソースの下では、**より抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使**に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと。
- この点について、行政機関が保有する個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満の場合、個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれることから、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていること（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項）を参考に、**違反行為に係る本人の数が1,000人以上の場合に課徴金納付命令の対象を限定する**ことが考えられるのではないかと。

【他法令における裾切りの基準】

法令名	規模基準
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	100万円未満
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	1万円未満
公認会計士法（昭和23年法律第103号）	1万円未満
不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）	150万円未満
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	225万円未満

- **違法な第三者提供等に係る課徴金**の金額について、**違反行為の対価等の全額**を課徴金額とする方法が考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反事業者は、**違反行為又は違反行為により取得した個人情報（すなわち違法行為がなければ取得し得なかった個人情報）から直接的に不当利得を得ており、違反事業者が得る経済的利得そのものが不当利得である**といえる。そこで、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすることが考えられるのではないか。
- **他法令の課徴金制度において違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例**として、以下が存在する。
- 不当な取引制限に係る課徴金においては、違反行為に参加する見返りとして得る金銭等（談合金等）の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている（独占禁止法第7条の2第1項第4号）。支配型私的独占に係る課徴金においても、違反行為に係る商品又は役務を供給しないことに関して受ける金銭等の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている（独占禁止法第7条の9第1項第3号）。
 - 公認会計士等の虚偽証明等に係る課徴金においては、監査報酬相当額（故意による場合はその1.5倍）が課徴金の金額とされている（公認会計士法第31条の2第1項）。
 - 発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に係る課徴金においては、当該加担行為に関して得た報酬等の総額が課徴金の金額とされている（金融商品取引法第172条の12第1項）。
- なお、上記公認会計士法における故意による虚偽証明に及んだ場合の監査報酬相当額の1.5倍の課徴金等を参考に、**実際に生じた金銭的利得を一定程度上回る課徴金を課す方法**も考えられる。
- また、独占禁止法第7条の2第3項、景品表示法第8条第4項等を参考に、**課徴金額の算定基礎に係る推計規定**を導入することも考えられる。

【他法令の課徴金制度における課徴金額の算定基礎に係る推計規定の例】

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第7条の2 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る**事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは**、公正取引委員会は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず**課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における**第一項各号に掲げる額を、当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める**合理的な方法により推計**して、課徴金の納付を命ずることができる。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（課徴金納付命令）

第8条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による**報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは**、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず**課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における**第一項に定める**売上額**を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める**合理的な方法により推計**して、課徴金の納付を命ずることができる。

5・6 （略）

2. 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

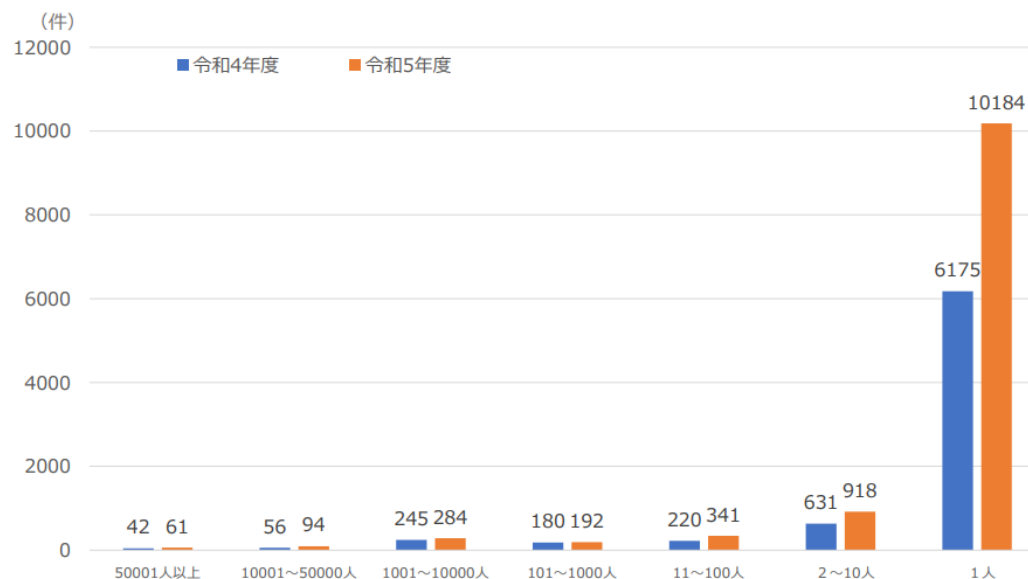
漏えい等・安全管理措置義務違反関連について①（対象事態）

- より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、安全管理措置義務違反に起因して**大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定**することが考えられるのではないかな。

【趣旨】

- 規模が小さいと考えられる事案についてもすべからず課徴金を課すこととすると、限られた行政リソースの下では、より抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使に影響を及ぼすおそれがあるのではないかな。
- この点について、漏えい等の報告義務（法第26条第1項）に係る規則第7条第4号を参考に、個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合に課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないかな。

【漏えい等報告実績：人数別】



※ 令和4年度～令和5年度個人情報保護委員会年次報告等より

- 過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が**安全管理措置義務違反を防止するための相当の注意を著しく怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないか。**

【趣旨】

- 安全管理措置義務違反は、個人情報取扱事業者であれば、その事業の態様や個人データの利用目的等にかかわらず、すべからく適用され、積極的な作為がなくとも違反する可能性のある義務であるため、違反事業者が安全管理措置義務を防止するための相当の注意を著しく怠っていない場合まで対象とすると、課徴金制度が**過剰な規制となるおそれ**があるのではないかと考えられる。
- 他法令の課徴金制度において「相当の注意を著しく怠った場合」について規定している例として、公認会計士法（第31条の2第2項第2号）がある。

【相当の注意を著しく怠っている場合の具体例】

- 例 1） 外部からの指摘等により、個人データの漏えい等の具体的おそれを認識したにもかかわらず、何ら追加的措置を講じなかった場合
- 例 2） 社内調査等により、その時点で講じている安全管理措置が不十分であることを認識したにもかかわらず、何ら追加的措置を講じなかった場合

【他法令の課徴金制度において「相当の注意を著しく怠った場合」について規定している例】

○ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）

（課徴金納付命令）

第31条の2 （略）

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合（同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合
（同項の相当の注意を著しく怠った場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合（第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。）

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

3～5 （略）

- 過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、**個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定**することが考えられるのではないかと。

【趣旨】

- 個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合を対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないかと。
 - ✓ 是正すべき違反行為はあるものの個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合まで対象となることにより、課徴金制度が**過剰な規制となるおそれ**
 - ✓ 課徴金納付命令の対象が広範になり、より抑止の必要性の高い個人の重大な権利利益を侵害する違反行為に係る事案等に対して、十分な行政リソースを用いた事件処理ができなくなるおそれ

【個人の権利利益が侵害されるおそれのない場合の具体例】

- 例 1) 機微性の極めて低い個人データをグループ会社にのみ漏えいし、当該グループ会社が、当該個人データを何ら利用することなく直ちに削除した場合
- 例 2) 漏えいした個人データに、単体で本人が識別される記述や、不正に利用されることにより本人に財産的被害が生じるおそれのある記述等が含まれない場合

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について④（算定方法）

- 漏えい等・安全管理措置義務違反に係る課徴金の課徴金額について、**「違反事業者の違反行為をした期間における事業活動により生じた売上高」×「算定率」という算定式**により課徴金額を算定する方法が考えられるのではないかな。

【趣旨】

- 事業者は、個人データの取扱いを伴う事業活動から利益を得ている場合、当該個人データについて必要かつ適切な安全管理措置を講じなかったことにより、**本来負担すべきコストの支出を免れるという利益**を得ている。また、当該コストの削減により商品又は役務の低価格化を実現し、**価格優位に立つことで取引数量を増加させることを通じて利益を増加させている場合**もあると考えられる。
- 当該利益を課徴金額に厳密に反映させる観点からは、必要かつ適切な安全管理措置を講じていれば負担していたであろうコストと、実際に講じた安全管理措置のために支出したコストとの差額や、上記取引数量の増加分に伴う利益の増加額に着目するという考え方もあり得る。他方、このような算定方法は、**行政処分の迅速性、機動性**を損ないかねない。
- ここで、安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反行為の期間における事業活動により生じた売上額の全部又は一部は、上記コストの低下・取引数量の増加に伴う利益の増加額により構成されていると考えられる。そこで、**当該売上額に、安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ積極的な損失を与えない水準の「算定率」を乗じることによって課徴金の額を算定する**ことも考えられるのではないかな。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について④（算定方法）

- 他法令の課徴金制度において一定の売上額に算定率を乗ずる方法により課徴金額を算定している例として、以下が存在する。
 - 独占禁止法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額又は購入額に一定の算定率（1%～10%）を乗じた額が、課徴金額の算定基礎とされている（同法第7条の2第1項第1号～第3号等）。
 - 景品表示法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額に3%を乗ずる方法により課徴金額が算定される（同法第8条第1項柱書）。
 - 薬機法では、違反行為に係る医薬品等の売上額に4.5%を乗ずる方法により課徴金額が算定される（同法第75条の5の2第1項）。
- 他法令の課徴金制度において「本来支出すべきコスト」を課徴金額の算定対象としていると評価できる例として、以下が存在する。
 - 金融商品取引法では、インサイダー取引について、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により課徴金額が算出される（同法第175条第1項第2号）。
 - また、有価証券報告書等の不提出について、直前事業年度の監査報酬相当額（該当するものがない場合は400万円）が課徴金額として法定されている（半期報告書の場合はその2分の1）（同法第172条の3）。
 - さらに、有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額が課徴金額として法定されている（半期又は臨時報告書等の場合はその2分の1）（同法第172条の4）（※有価証券報告書等の継続開示書類に虚偽記載を行うと、財務状況の見掛け上の改善を通じて資金調達コストが低下することに着目したもの。）。
- なお、独占禁止法第7条の2第3項、景品表示法第8条第4項等を参考に、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

漏えい等・安全管理措置義務違反関連について④（算定方法）

【他法令の課徴金制度における課徴金額の算定基礎に係る推計規定の例】

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第7条の2 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る**事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは**、公正取引委員会は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず**課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における**第一項各号に掲げる額を、当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める**合理的な方法により推計**して、課徴金の納付を命ずることができる。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（課徴金納付命令）

第8条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による**報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは**、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず**課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における**第一項に定める**売上額**を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める**合理的な方法により推計**して、課徴金の納付を命ずることができる。

5・6 （略）

3. その他

その他①（自主的報告に係る減算規定）

- 違反事業者が、課徴金納付命令の対象となる**違反行為等について自主的に報告した場合に、課徴金額を減額する規定**を導入することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 第三者提供規制違反等や安全管理措置義務違反は、本人の認識し得ないところで行われ得るものであり発覚しにくいいため、継続して行われることも多く、個人の権利利益を害する状態又は個人データの漏えい等が発生する可能性が高い状態が長期間継続するおそれがある。そのため、**違反行為を早期に発見して対処することが重要**ではないか。
- そこで、事業者が自らの違反行為を発見した場合に自ら対処するインセンティブを与える観点から、自主的報告をした違反行為者に対する減算規定を設けることにより、**違反行為の早期発見及びコンプライアンス体制の構築のインセンティブ**を与えることとすることが考えられるかどうか。
- **課徴金制度において自主的報告に係る減算規定を設けている他法令の例**として、景品表示法（同法第9条）及び薬機法（同法第75条の5の4）等がある。

その他①（自主的報告に係る減算規定）

【他法令の課徴金制度において自主的報告に係る減算規定を設けている例】

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第9条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、**当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額**するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

（課徴金納付命令）

第75条の5の4 第七十五条の五の二第一項又は前条の場合において、厚生労働大臣は、**課徴金対象行為者が課徴金対象行為に該当する事実を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告したときは、同項又は同条の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額**するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について同項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

その他②（繰り返し違反に係る加算規定）

- 課徴金納付命令の対象となる違反行為を繰り返す事業者に対して、課徴金額を加算する規定を導入することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考えられることから、課徴金制度による違反行為の抑止力を確保するため、繰り返し違反に対して課徴金額を加算することが考えられるのではないか。
- そこで、課徴金対象行為に係る事件についての報告徴収又は立入検査（法第146条第1項）が行われた日等から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者に対しては、通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課することとすることが考えられるがどうか。
- 繰り返し違反の場合に通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課する他法令の例として、景品表示法における課徴金加算制度（同法第8条第5項、第6項）、独占禁止法における割増算定率（同法第7条の3第1項）等がある。

その他②（繰り返し違反に係る加算規定）

【他法令の課徴金制度において繰り返し違反に係る加算規定を設けている例】

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（課徴金）

第8条（略）

2～4（略）

5 事業者が、**基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令**（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）**を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者**であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「**百分の四・五**」とする。

6（略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第7条の3 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「**合算額に一・五を乗じて得た額**」とする。ただし、当該事業者が、第三項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 当該違反行為に係る事件についての**調査開始日から遡り十年以内に**、前条第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。）、次条第七項若しくは第七条の七第三項の規定による通知又は第六十三条第二項の規定による決定（以下この項において「**納付命令等**」という。）**を受けたことがある者**（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

二 前号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が納付命令等（当該納付命令等の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

三 前二号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に納付命令等を受けたことがある他の事業者たる法人と合併した事業者たる法人又は当該他の事業者たる法人から当該納付命令等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者たる法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

2・3（略）

その他③（除斥期間）

- 課徴金納付命令のリスクが半永久的に継続することを回避する等の観点から、**除斥期間を設定**することが考えられるのではないか。

【趣旨】

- 違反行為が既に終了しているにもかかわらず、その後課徴金を課されるリスクが半永久的に継続する事態が生じる可能性を回避し、法的安定性を確保する観点から、除斥期間（違反行為の終了から行政庁が措置を採れるまでの期間）を設定することが考えられるのではないか。

【他法令における除斥期間】

法令名	除斥期間
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	7 年
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	5 年又は 7 年
公認会計士法（昭和23年法律第103号）	7 年
不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）	5 年
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	5 年
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）（※）	3 年

（※）公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。（ただし、一部の規定を除く。）

(参考) 課徴金納付命令の対象となる違反行為の範囲 (イメージ)

29

課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、①対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るか漏えい等が発生した場合に限り、かつ、②主観的要素（相当の注意）による限定をし、さらに、③個人の権利利益が侵害される等した、④大規模な事案である場合に限定。

【要件①】

対象行為を重要な規律※1※2への違反に限定

※1 第三者提供規制等違反

(法第18条、第19条、第20条、第27条第1項)
→違反等の対価を得た場合

※2 安全管理措置義務違反

→漏えい等が発生した場合

上記以外の規律への違反

【要件②】

主観的要素
(相当の注意)
により限定

【要件③】

個人の権利利益
が侵害された場
合等に限定

【要件④】

大規模な事案に限定

課徴金納付命令
の対象となり得る
違反行為

勧告の対象となり得る違反行為